

宇土市立緑川小学校いじめ防止基本方針 (R8 改訂版)

令和8年4月1日

宇土市立緑川小学校

はじめに

本校では、「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、あらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものであること。また、どの学級にも、どの児童にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうること。」という基本認識のもと、これまでいじめの未然防止、早期発見、早期解決に努めてきた。

しかしながら、本校でも重篤な事態になるような事案はないものの、「いじめ」ととられるような事案が認知されてきた。また、子どもに接するメディアやインターネットを含め、いじめの背景にあるストレス等、その様態も複雑化している。

この「緑川小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月施行)を受けて国が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月)を踏まえて、熊本県(令和2年11月改訂)や宇土市(令和3年4月改訂)が策定したいじめ防止基本方針を受け、いじめの未然防止、早期発見及びいじめに対する対処の在り方、いじめ防止のための年間計画を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童との信頼関係を築き上げ、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごし放置することがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが、将来にわたりいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるようにすることを旨としなければならないし、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。また、いじめを解決していく過程で、そこに関わる児童や大人の人間的な成長を重視しながら行われなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することの重要性を認識しつつ、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 組織の設置等

(1) 緑川小いじめ防止等対策委員会の設置

① 目的

学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行い、いじめに対して組織的に対応するために、「緑川小いじめ防止等対策委員会」を設置する。

② 組織

緑川小いじめ防止等対策委員会の構成は次の通りとする。

校長、教頭、教務、生徒指導担当、情報集約担当者、養護教諭、学校運営協議会長

③ 関係機関との連携

緑川小いじめ防止等対策委員会は、必要に応じて次の関係機関と連携する。

宇城教育事務所(専門的な知識を有するSC及びSSWを含む)、宇土市教育委員会、市子育て支援課、市福祉課、警察、青少年センター、学校運営協議会、民生児童委員・主任児童委員、スクールサポーター、その他問題解決のために必要と思われる機関

④ 活動

ア 日常的活動

- いじめ発見アンケート・教育相談の実施，現状把握
- いじめ防止のための職員研修の実施
- いじめ防止のための児童・保護者・地域への啓発
- 現状の意見交換，共通理解・実践

イ いじめ事案発生の場合

- 事案に対する事実関係の情報収集と共通理解
- 事案の分析及び課題把握
- 事案解決のための対応策の検討
- 対応方針の決定と解決への見通しの指示
- 教職員一人一人の役割の明確化
- 家庭や関係諸機関への対応の方策検討や報告・連絡・相談
- 学校で対応できる事案であるか否かの意見交換と判断
- 校長を中心とした全職員で協働実践

(2) 緑川小いじめ防止等対策委員会の設置

① 目的

学校は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、「緑川小いじめ防止等対策委員会」を設置する。

② 組織

緑川小いじめ防止等対策委員会の構成は次の通りとする。

校長，教頭，教務，生徒指導担当，情報集約担当者，養護教諭，PTA会長， 学校運営協議会長

③ 関係機関との連携

緑川小いじめ防止等対策委員会は、必要に応じて次の関係機関と連携する。

宇城教育事務所（専門的な知識を有するSC及びSSWを含む），宇土市教育委員会，市子育て支援課，市福祉課，警察，青少年センター，学校運営協議会，民生児童委員・主任児童委員，スクールサポーター，その他問題解決のために必要と思われる機関

3 いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、当該児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様

- ① 冷やかしかからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずし，集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。

- ⑦ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ⑧ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- こうしたいじめの中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れのある行為については、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を図る必要がある。

4 いじめ問題の理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することがある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

なお、平成28年6月刊行の国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめに巻き込まれている実態があり、特定の子どもに集中する割合は減ってきたことが調査データに示されている。また、多くの子どもが入れ替わり加わる「暴力を伴わないいじめ」の場合、一部の子どもが加害を控えても、他の子どもが行為を続けていけば被害者は減らないと考えられる。そこで、全ての子どもがいじめにあわなくてすむような学校づくりを考えていく必要がある。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止

① いじめが起こりにくい学校づくり

- 人権感覚を磨き、児童一人一人を大切にし、一人の人間として接する。
- 教育活動全体を通して、全ての児童に「いじめは、人権に関わる重大な問題であり、決して許されない」ことへの理解を促進するとともに、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。
- 県の教育行動指標「認め・ほめ・励まし・伸ばす」を基本とした学校・学級経営を行う。
- 「小事徹底」を心がけ、小さなことであっても見過ごすことなく、学校全体の共通理解のもと適切に指導を行う。
- 児童が安心して学習活動に取り組み、自己有用感や自己肯定感を感じられる心の居場所をつくりあげる。
- 児童が自他の意見や考え方の違いを認め合い、他者と円滑なコミュニケーションを図る能力を育てる。

- 「いじめは社会のルール違反であり，犯罪にもなりうる」ことを認識させ，法で禁止されていることを行えば，処罰されたり，責任が問われたりすることを発達段階に応じて指導する。
- 学校全体に「いじめは決して許されないものであり，法を侵すこと」という意識をもたせるため，各発達段階に応じた指導を徹底する。
- 様々な背景がある児童もいることから，特に配慮が必要な児童については，日常的に当該児童の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携を図りながら，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- 各々の教職員が自身の経験を通して身に付けてきたいじめ等に関する判断基準を優先させることなく，無条件の受容的態度をもって，いじめの防止等に対応する。

② ストレス耐性を持った児童の育成

- 問題解決的な学習など多様な指導方法による道徳科の授業を実践する。
- 体験活動の充実により，児童に成功体験，失敗体験を積ませる。
- 教育相談活動では児童の話をしっかりと聞き，問題の解決に対する自己決定力を付ける。

③ 授業づくり

- 規律ある学習集団にするための学習訓練の徹底(授業での7つのやくそくの徹底等)
- 特別支援教育の立場に立った一人一人を大切に授業の実践
- 校内研修(研究授業や公開授業，指導員訪問による授業力の向上)による指導力向上

④ 心の居場所づくり

人間関係	<ul style="list-style-type: none"> ○朝の活動(ボランティア・ランニング・あいさつ運動) 達成感や成就感を持たせ，児童間でその思いを共有させる。 ○縦割り班を活用した活動 コミュニケーション能力の向上を図るとともに，他者を思いやる心，リーダー性を育む機会とする。
信頼関係	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的なアンケート，教育相談の実施 いじめアンケート(毎月)・教育相談(5,10,12,2月)・子どものサイン発見チェックリスト(家庭用)の実施や教育相談体制を充実させ児童理解に努める。 ○特別活動の充実 ・「人権月間」，「心のきずなを深める月間」等の取組の中に，児童が主体的に活動できる場を設け，いじめを自分たちの問題としてとらえる意識を育てる。 ・活動の目的をしっかりと把握させ，達成感・成就感を持たせる。 ○学級活動 ・規範意識を持った規律ある集団生活を送る態度の育成及び，エンカウンター等の実践による学級づくり。 ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目した，「ストレス対処教育」の推進を図る。
一致団結	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の共有・対策 全職員で一人の児童を育てるという視点を持って児童理解，共通実践に努める。 ○基本的な生活習慣の育成 「みどりっ子のくらし」に沿って組織的な指導を行う。 ○報告・連絡・相談 問題を一人で抱え込むことなく，組織で対応できる体制を整える。

連 携 ・ 協 働	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクール 学校と地域社会が一体となって学校教育の運営にあたる。 ○保護者啓発 「くまもと家庭教育支援条例」の周知や「くまもと『親の学び』プログラム」の実施により、啓発や家庭教育の支援を行う。 ○情報発信 「学校便り」、「学級通信」、「学校ホームページ」、「学級懇談会」により積極的に児童のがんばりや長所を紹介し、保護者・地域との信頼関係を築く。 ○保・小・中の連携 「3校2園連絡会」を通じた連携の更なる強化にあたる。 「住吉中校区携帯・スマホ等の利用共通実践事項」の周知、徹底を呼びかけていく。
-----------------------	---

⑤ 道徳教育・人権教育

- 「生命の尊さ」、「親切、思いやり」、「公正、公平、社会正義」等の道徳性を育む。
- 人権教育を学校の教育の根幹に据え、他の教育活動との関連を図りながら児童の豊かな情操、道徳心、社会性を育む。
- 言語環境を整え、お互いの人権を認め合う態度を育てる。
- いじめや差別を見抜き、許さない「人権を尊重する集団づくり」に取り組む。
- 特別支援教育の視点を持った児童理解に努める。
- 法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育てる教育の充実に努める。
- 「熊本の心」等を活用し、先人の生き方に学び、健全な青少年を育成するための風土づくりを進める。
- 児童の携帯電話等情報通信機器の使用法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実に努めると共に同時に、児童や保護者に対して使用に関するルールづくりの必要性を周知・徹底する。

2 教職員の在り方

① 教職員としての基本的資質の向上

児童との信頼関係を構築し、一人一人の良さを見つけるために教職員自身の資質を高める不断の努力を行う。県の教育行動指標を踏まえ、教職員一人一人が教育的愛情と人権感覚を磨き、確かな児童理解と豊かな心の育成に努める。

教職員一人一人の言動が、児童の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の育成に努める。

② 人権を尊重する姿勢

児童一人一人の大切さを強く自覚し、児童の意見をきちんと受け止め、明るく丁寧な言葉かけを行うなど、一人の人間として接していく。

③ 教職員の資質能力を高める校内研修

事例研究やカウンセリングマインドの習得、コミュニケーション能力等の資質やスキルを高める研修を取り入れ、人権尊重の理念の理解だけにとどまらず、それが実際の態度や行動に現れるような研修を体験する。また、本方針で定めた、いじめの早期発見、いじめへの対処に関する取組についてチェックリストをもとにふり返りを行うことにより、取組を徹底させる。

3 いじめの早期発見

(1) 教職員による情報収集

① 日常的なチェックポイント

児童と過ごす時間をできる限り多く取り、下記のポイントについて注意深く観察することで児童のサインを見逃さないようにする。児童の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応を行うとともに、「SOSの出し方に関する教育」の充実を図る。

○始業前

- ・表情が暗くなったり、あいさつの声が小さくなったりしていないか。
- ・話しかけても目を合わせようとしなくなっていないか。
- ・欠席が多くなっていないか。

○授業中

- ・発表を笑われたり、からかわれたりしていないか。
- ・グループづくりで孤立することはないか。
- ・発言の回数が減っていないか。
- ・特定の子どもに気がつかったり、落ち着かず、おどおどしたりする様子はないか。

○休み時間

- ・呼び捨てやあだ名で呼ばれていないか。
- ・グループでも笑顔が少なく、表情が暗くないか。
- ・保健室に行く回数が多くなっていないか。
- ・担任の目の届かない場所に行くことが多くなっていないか。

○給食時間

- ・配膳時に避けられている様子はないか。
- ・周囲の友達と会話が弾まず、黙って食べていないか。
- ・大変な仕事を続けてしていないか。

○終業後

- ・集団下校から外れて一人で帰ろうとしていないか。

○その他

- ・上靴などの物がなくなることはないか。
- ・欠席プリントを届けようとする友達が少くないか。
- ・急激に成績や学習意欲が低下していないか。
- ・スマホ等の情報機器を所持し、SNSサイトなどを使った交流をしていないか。
- ・学級内でグループ化が進んだり、特定の児童に気を遣ったりしていないか。

② 定期的なアンケート調査や教育相談の実施

原則として毎月「いじめアンケート」を実施し、気になる回答があった場合は教育相談を実施する。また、学期に1回及び、県の「心のアンケート」実施時には、全員教育相談を実施する。(アンケート調査の結果を児童や保護者、地域に向け公表する。)

(2) 「愛の1・2・3運動+1」の実施

児童の欠席に対しては、熊本県で進める「愛の1・2・3運動+1」に準じた対応を原則とするが、連続ではなくても欠席が増えたり、学級で気になる出来事があった翌日の欠席などには、その日の内に家庭訪問を行う。

(3) 職員研修

- 定期的に教職員の振り返りチェックリストを活用し、自己反省に努める。
- 重大事案発生に備え、校内マニュアルの作成、校内体制の整備並びに危機管理に係る研修を実施する。

(4) 保護者等への啓発

重大事態発生時におけるSNS等の注意事項を整理した児童・保護者向けの資料等、国や県の通知を周知する。

4 いじめ発生時の対応

いじめを認知したり、本人・友人・家庭等からいじめの通報を受けたりした場合には、速やかに校長を中心とした組織で対応する。その際、いじめられた児童を守ることを第一とし、いじめた児童に対しては、本人の言い分に理解は示しながらも「いじめはいかなる理由があっても絶対に許されない」という毅然とした態度で接する。

これらの対応については、全職員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもと取り組む。

なお、初期対応から解決までの対応については必ず記録に残す。

(1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

- いじめと思われる行為を発見したら、発見者がその場で行為を止め、事実を聞いたり、速やかに担任に連絡したりする。
- 児童本人や保護者から相談を受けた場合は、いじめられた児童や保護者の立場に立って、決していじめがあったことを否定せずしっかりと話を聞く。
- いじめを知らせた児童の安全を確保する。
- 担任は、生徒指導担当に報告し、報告を受けた担当は校長と相談し、適切な組織的対応を行う。

(2) いじめられた児童に対する対応

- 正確な情報収集を行うとともに、情報の整理分析を行う。
- 児童が安心して相談できる場の設定を行う。
- 児童の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。(情報収集の段階ではしっかりと話を聞くことに徹する。)
- 全職員で協力していじめ解決にあたることを伝え、徹底して守る姿勢を示す。
- 必要に応じてカウンセラー等との連携を図り、心のケアを行う。
- 家庭や外部機関との連携をとる。

※上記児童に対する対応については、担任および養護教諭等による複数で行うことが望ましい。

(3) いじめを受けた児童の保護者に対する対応

- いじめを認知したら速やかに家庭訪問を行う。決して翌日の訪問や電話連絡ですませない。そして、その時点での児童の状況、事実関係を正確に伝える。(状況に応じて、管理職等複数の職員で訪問することが望ましい。)また、家庭の協力もお願いする。
- 保護者の思いを十分に聞きつつ、今後の指導の方向性と解決への見通し及び、解決に向けた決意を伝える。
- 指導の経過を細かく報告する。できる限り自宅を訪問して行うことが望ましい。

(4) いじめた児童に対する対応

- 正確な情報収集を行うと共に、情報の整理分析を行う。
- 子どもが落ち着いて自分の言動を顧みることができる場の設定を行う。
- 話をアサーティブに受け止めながら、自らの言動で相手を傷付けたことに気付かせ、反省を促す。最後に、「いじめはいかなる理由があっても許されないこと」を伝える。
- 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気付かせ、行動化を図る。
- 自らの長所を再認識させ、それを生かす生活の在り方を確認する。
- 家庭や外部機関との連携を図る。

※上記児童に対する対応については、担任および養護教諭等による複数で行うことが望ましい。

(5) いじめた児童の保護者に対する対応

- 家庭訪問を通して、直接いじめの事実について伝える。(状況に応じて、管理職等複数の職員で訪問することが望ましい。)
- 事実関係を冷静かつ正確に伝える。
- 一方的に話すことがないように配慮する。
- 保護者に対して「いじめに対する正しい認識」を促す。
- 複数の児童が関係している場合、対応している事案について「いじめの事実があり、自分の子どもがいじめを行った。」という共通理解を図り、それぞれの保護者で認識の差が出ないようにする。
- いじめられた児童とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すように助言する。

(6) 周囲の児童に対する対応

- アンケートや聞き取りを通して、周囲の児童から見た正確な情報収集を行う。
- いじめは決して許されないことを、毅然とした態度で指導し、解決への強い決意を示す。
- いじめられた児童を集団として支える体制及び、雰囲気を作る。

(7) 周囲の児童の保護者に対する対応

- 必要に応じて臨時の学級懇談会を開き、事実に基づいた適切な情報の提供を行い、誤解や動揺が広がらないよう、各家庭からの協力をお願いする。(懇談会を開く場合、管理職、生徒指導担当も同席し、学級の対応だけでなく学校としての対応、解決への見通しを伝える。)
 - 関係する児童や保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でも解決に向けてできることを話し合ってもらいようにお願いする。
 - 指導の経過報告を適切な形で行う。
- ※校長が必要と判断した場合、PTA・地域に対しても上記と同様な対応をとる。

(8) 重大事案発生時の関係機関に対する対応

- 市教育委員会に速やかに報告し、指導を受けながら必要に応じて、児童相談所、病院、警察などの関係機関との連携を図り、児童が落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行う。(インターネット等への書き込み、画像投稿などがある場合は速やかに警察に連絡し、できるだけ速くプロバイダーへの削除依頼などの措置を講じる。)
- 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置し、ケース会議を開催する。(調査の公平性・中立性を確保するため、調査組織の過半数を第三者とし、委員長は、第三者より選出する。)
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため調査を実施する。その際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童と保護者に対し適切に情報を提供する。
※重大事案とは、「児童の生命、財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」、「相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされたとき」、「犯罪行為として取り扱われるとき」、その他校長が必要だと判断した場合を指す。※(1)～(8)の対応については、初期対応から解決までの記録を残しておく。

(9) 事後の対応

- いじめが解消している状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が少なくとも3ヵ月止んでいること」、「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。
- 解決した後も継続して子どもたちの観察を行い、適宜指導を行う。
 - 事例として対応の記録を残し、今後の対応の参考にする。
 - 「なぜいじめが起きたか」、「なぜ早期発見ができなかったか」等の原因について話し合い、改善点を洗い出し、指導体制の見直しを行う。

5 年間計画

月	活動計画	関連行事等
4月	学校基本方針の周知と確認, PTA総会での説明	入学式, 教育相談, 歓迎遠足
5月	第1回いじめ防止等対策委員会	
6月	心のきずなを深める月間, いじめアンケート・教育相談	標語・ポスター作成, 集団宿泊
7月	人権学習, 1学期の評価	
8月	校内研修	
9月	いじめアンケート	
10月	教育相談	運動会
11月	人権月間, 人権学習, 心のアンケート	人権テーマ作成, 緑川教育の日,
12月	教育相談, 2学期の評価, 第2回いじめ防止等対策委員会	人権集会, 水俣に学ぶ肥後っ子教室 校内持久走大会
1月	いじめアンケート	性教育月間
2月	いじめアンケート・教育相談, 第3回いじめ防止等対策委員会	長縄跳び大会
3月	1年間のまとめ, 評価	卒業式, 送別遠足